〇 刑事法

第261条

- (a) 強姦は、以下のいずれかの場合において、行為者の配偶者を除く被害者に対してな される性交をいう。
 - (1) 被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であって、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法(福祉及び施設法第5部の(第5000節から始まる)第1編)の規定による保護者の存在にかかわらず、検察官は、犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。
 - (2) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反してなされる場合
 - (3) 被害者が、中毒性薬物、麻酔性薬物その他禁制薬物により、抵抗できなくされた場合であって、かつ、行為者がそのことを知っていた又は知っているべきであった場合
 - (4) 被害者が被害時に当該行為の性質につき無意識である場合であって、かつ、行為者がそのことを知っている場合。本項において用いられている「当該行為の性質につき無意識である」というのは、当該被害者が次に掲げるいずれかの情況にあるために、抵抗ができないことを意味する。
 - (A) 意識を失っていた又は睡眠中であった
 - (B) 当該行為が行われていることに気付いていなかった, 知らなかった, 知覚していなかった又は認識していなかった
 - (C) 行為者の欺罔により、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった
 - (D) 当該性交には、職業的な目的がないのに、これがあるかのように装って、行為者がその旨虚偽の説明をしたために、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった
 - (5) 被害者が、当該行為を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、当該行為に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合

- (6) 被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存する場合。本項において用いられている「報復する旨脅迫する」というのは、拐取する、誣告して投獄する又は極度の痛み、重大な肉体的障害若しくは死を与える旨脅迫することを意味する。
- (7) 被害者又は第三者を拘禁,逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより,当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって,かつ,当該被害者が,行為者が公務員であると合理的に信じた場合。本項において用いられている「公務員」とは,当該地位により,拘禁,逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇傭された者を意味する。この場合,当該行為者が,真にかかる公務員であるか否かは問わない。
- (b) 本条において用いられている「強制」とは、通常の感受性をもった合理的な人物に対し、そうされなければ行わないであろう行為を強要させるに足りる、又は、そうされなければ同意しないであろう行為に同意させるに足りる、威力、暴力、危険又は報復の直接的若しくは暗示的脅迫を意味する。この場合、被害者の年齢及び行為者との関係を含む全ての事情が、「強制」の存在を判断する考慮要素となる。
- (c) 本条において用いられている「脅迫」とは、他者に対して傷害を与える意図を示す あらゆる脅し、宣告又は行為を意味する。

第261.5条

- (a) 不法な性交とは、被害者が未成年の場合に、行為者の配偶者を除く被害者に対してなされる性交をいう。本条において、「未成年」とは18歳未満の者をいい、「成人」とは18歳以上の者をいう。
- (b) 行為者よりも3年以下の範囲で年長又は年少の未成年を相手に,不法な性交を行った 者は,軽罪で有罪とする。
- (c) 行為者よりも3年を超える年少の未成年を相手に、不法な性交を行った者は、軽罪又は重罪のいずれかで有罪とし、1年以下の郡刑務所における拘禁刑又は第1170条(h)に基づく拘禁刑で処罰される。
- (d) 21歳以上の行為者が、16歳未満の未成年を相手に、不法な性交を行った場合には、 軽罪又は重罪のいずれかで有罪とし、1年以下の郡刑務所における拘禁刑又は第1170条 (h)に基づく2年、3年若しくは4年の拘禁刑で処罰される。
- (e) (略)

第261.6条

第261条,第262条,第286条,第287条,第289条又は改正前の第288条aの犯罪について,同意が争われた場合には、その「同意」とは、自由意思に基づく、行為又は態度による積極的な協力を意味することとする。その場合、当該被害者は、自由にかつ任意に行動できることを要し、また、関連する行為ややり取りの特性について知識を有していることを要する。

第261条, 第262条, 第286条, 第287条, 第289条又は改正前の第288a条の犯罪について, 同意が争われている場合に, 現在若しくは以前に交際関係又は婚姻関係があったとしても, そのことにより, 同意があったとみなされることはない。

本条の規定は、同意の争点に関する証拠能力及び挙証責任に何らの影響をも及ぼさないものとする。

第261.7条

第261条,第262条,第286条,第287条,第289条又は改正前の第288a条の犯罪について,同意が争われている場合に、被害者が、被告人に対し、コンドームその他の避妊具を用いることを示唆、要求その他の方法で伝えたという証拠については、更なる同意に関する証拠がない限り、それのみでは、同意があったとするには不十分である。

第262条

- (a) 被害者が行為者の配偶者である場合には、以下のいずれかの情況において、性交が 行われたときに、強姦となる。
 - (1) 威力,暴行,強制,脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて,当該被害者の意思に反してなされる場合
 - (2) 被害者が、中毒性薬物、麻酔性薬物その他禁制薬物により、抵抗できなくされた場合であって、かつ、行為者がそのことを知っていた又は知るべきであった場合
 - (3) 被害者が被害時に当該行為の性質につき無意識である場合であって、かつ、行為者がそのことを知っている場合。本項において用いられている「当該行為の性質につき無意識である」というのは、当該被害者が次に掲げるいずれかの情況にあるために、抵抗することができないことを意味する。
 - (A) 意識を失っていた又は睡眠中であった
 - (B) 当該行為が行われていることに気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった
 - (C) 行為者の欺罔により、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らな

かった、知覚していなかった又は認識していなかった

- (4) 被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存する場合。本項において用いられている「報復する旨脅迫する」というのは、拐取する、誣告して投獄する又は極度の痛み、重大な肉体的障害若しくは死を与える旨脅迫することを意味する。
- (5) 被害者又は第三者を拘禁,逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより,当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって,かつ,当該被害者が,行為者が公務員であると合理的に信じた場合。本項において用いられている「公務員」とは,当該地位により,拘禁,逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇傭された者を意味する。この場合,当該行為者が,真にかかる公務員であるか否かは問わない。
- (b) 本条において用いられている「強制」とは、通常の感受性をもった合理的な人物に対し、そうされなければ行わないであろう行為を強要させるに足りる、又は、そうされなければ同意しないであろう行為に同意させるに足りる、威力、暴力、危険又は報復の直接的若しくは暗示的脅迫を意味する。この場合、被害者の年齢及び行為者との関係を含む全ての事情が、「強制」の存在を判断する考慮要素となる。
- (c) 本条において用いられている「脅迫」とは、他者に対して傷害を与える意図を示す あらゆる脅し、宣告又は行為を意味する。
- (d) (略)

第263条

強姦罪の本質は、被害者の人格と感情を踏みにじることにある。いかなる性的挿入も、 それがどれほど軽微なものであっても、当該犯罪を成立させるのに十分である。

第264条

- (a) 本条(c)の場合を除き、第261条及び第262条の強姦罪を犯した者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (b) 本条で科される刑に加え、裁判官は、第261条又は第262条に違反した者に対し、当該罰金による歳入が第1463.23条の規定に従って支出されるように、70ドル以下の罰金を併科することができる。ただし、裁判官は、被告人の支払い能力を考慮しなければならず、また、本項により科され得る罰金を支払う能力がないことをもって、当該被告人の保護観察を否定してはならない。

- (c)(1) 14歳未満の子供に対して第261条(a)(2)の強姦を犯した者は、州刑務所において、 9年、11年又は13年の拘禁刑に処する。
 - (2) 14歳以上の未成年者に対して第261条(a)(2)の強姦を犯した者は、州刑務所において、7年、9年又は11年の拘禁刑に処する。
 - (3) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定に基づく訴追を妨げない。

第264.1条

- (a) 第264条の規定にかかわらず、被告人が、威力又は暴行により被害者の意思に反して、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幇助し教唆することによって、第261条、第262条又は第289条に規定する行為を行った場合には、正式起訴又は略式起訴によって訴追されねばならず、その事実が、陪審裁判において陪審員により認定され、裁判官裁判において裁判所により認定され、又は、当該被告人が事実を認めたときは、州刑務所において、5年、7年又は9年の拘禁刑に処する。
- (b) (1) 14歳未満の子供に対して本条(a) の罪を犯した者は、州刑務所において、10年、1 2年又は14年の拘禁刑に処する。
 - (2) 14歳以上の未成年者に対して本条(a)の罪を犯した者は、州刑務所において、7年、 9年又は11年の拘禁刑に処する。
 - (3) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定に基づく訴追を妨げない。

第269条

- (a) 14歳未満で、かつ、自己よりも7年以上年少の被害者に対し、次に掲げる犯罪のいずれかを犯した者は、子供に対する加重性的暴行により有罪とする。
 - (1) 第261条(a)(2)又は(6)の強姦罪
 - (2) 共同しての第264.1条の強姦罪又は性的挿入罪
 - (3) 第286条(c)(2)若しくは(3)又は(d)の肛門性交罪
 - (4) 第287条又は改正前の第288a条(c)(2)若しくは(3)又は(d)の口淫罪
 - (5) 第289条(a)の性的挿入罪
- (b) 本条に違反した者は、重罪で有罪となり、州刑務所において、15年以上終身まで の拘禁刑に処する。
- (c) 複数の犯罪が、第667.6条(d)が規定するように、別個の被害者に対するものを含むとき、又は、複数の場面における同一の被害者に対するものを含むときは、裁判所は、本条に基づいて有罪宣告を受けた各犯罪につき、連続的に刑を科さなければならない。

第286条

- (a) 肛門性交は、一方当事者の陰茎と他方当事者の肛門との接触により構成される性行為である。性的挿入がいかに軽微であっても、肛門性交罪を成立させるのに十分である。
- (b)(1) 第288条の場合を除き、18歳未満の者との肛門性交に参加した者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。
 - (2) 第288条の場合を除き、16歳未満の者との肛門性交に参加した21歳超の者は、重 罪で有罪とする。
- (c)(1) 14歳未満でかつ自己よりも10歳超年少の者との肛門性交に参加した者は、州刑務 所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
 - (2)(A) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法 な身体的傷害に対する恐怖を用いて、被害者の意思に反して肛門性交した者は、 州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
 - (B) 威力,暴行,強制,脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、被害者の意思に反して、14歳未満の被害者と肛門性交した者は、州刑務所において、9年、11年又は13年の拘禁刑に処する。
 - (C) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、被害者の意思に反して、14歳以上の未成年の被害者と肛門性交した者は、州刑務所において、7年、9年又は11年の拘禁刑に処する。
 - (D) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定による訴追を妨げない。
 - (3) 被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被害者の 意思に反して肛門性交が行われた場合であって、かつ、行為者がかかる脅迫内容を 実行する合理的可能性が存していた場合には、州刑務所において、3年、6年又は8 年の拘禁刑に処する。
- (d) (1) 威力又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反し、肛門性交を行った場合、又は、被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して肛門性交が行われ、かつ、行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存していた場合において、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幇助し教唆することによって、肛門性交を行った者は、州刑務所において、5年、7年又は9年の拘禁刑に処する。

- (2) 威力又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反し、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幇助し教唆することによって、14歳未満の者と肛門性交を行った者は、州刑務所において、10年、12年又は14年の拘禁刑に処する。
- (3) 威力又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反し、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幇助し教唆することによって、14歳以上の未成年者と肛門性交を行った者は、州刑務所において、10年、12年又は14年の拘禁刑に処する。
- (4) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定による訴追を妨げない。
- (e) 第4504条に規定する州刑務所又は第6031.4条に規定する地方留置施設に拘禁中の者 との肛門性交に参加した者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処 する。
- (f) 被害者が被害時に当該行為の特性を意識していない場合において、そのことを行為者が知りながら、肛門性交したときは、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。この場合の「当該行為の特性を意識していない」というのは、被害者が次に掲げるいずれかの情況にあるために、抵抗することができないことを意味する。
 - (1) 意識を失っていた又は睡眠中であった
 - (2) 当該行為が行われていることに気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった
 - (3) 行為者の欺罔により、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった
 - (4) 当該肛門性交には、職業的な目的がないのに、これがあるかのように装って、行 為者がその旨虚偽の説明をしたために、行為の重要な特性につき、気付いていなか った、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった
- (g) 本条(h)に規定する場合を除き、被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であって、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合において、肛門性交をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法(福祉及び施設法第5部の(第5000節から始まる)第1編)の規定による保護者の存在にかかわらず、検察官は、犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。
- (h) 被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いて

おり、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合で、被告人及び被害者の双方が、精神障害者の介護・治療のための州病院又は郡精神衛生局長により承認された精神障害者の介護・治療のための公的若しくは私的施設に収容されているときに、肛門性交をした当該行為者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法(福祉及び施設法第5部の(第5000節から始まる)第1編)の規定による保護者の存在にかかわらず、検察官は、犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。

- (i) 被害者が、中毒性薬物、麻酔性薬物その他禁制薬物により、抵抗できなくされた場合であって、かつ、行為者がそのことを知っていた又は知っているべきであった場合において、肛門性交をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (j) 被害者が、当該行為を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、当該 行為に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹 起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、肛門性 交をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (k) 被害者又は第三者を拘禁,逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより,当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって,かつ,当該被害者が,行為者が公務員であると合理的に信じた場合において,肛門性交をした当該行為者は、州刑務所において,3年,6年又は8年の拘禁刑に処する。

本項において用いられている「公務員」とは、当該地位により、拘禁、逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇傭された者を意味する。この場合、当該行為者が、真にかかる公務員であるか否かは問わない。

- (I) 本条(c) 及び(d) において用いられている「報復する旨脅迫する」というのは、拐取する、誣告して投獄する又は極度の痛み、重大な肉体的障害若しくは死を与える旨脅迫することを意味する。
- (m) 本条で科される刑に加え、裁判官は、本条に違反した者に対し、当該罰金による歳入が第1463.23条の規定に従って支出されるように、70ドル以下の罰金を併科することができる。ただし、裁判官は、被告人の支払い能力を考慮しなければならず、また、本項により科され得る罰金を支払う能力がないことをもって、当該被告人の保護観察を否定してはならない。

第287条

- (a) 口淫とは、一方の口と他方の性器又は肛門とが結合する行為である。
- (b)(1) 第288条に規定する場合を除き、18歳未満の者との口淫に参加した者は、州刑務 所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。
 - (2) 第288条に規定する場合を除き、16歳未満の者との口淫に参加した21歳超の者は、 重罪で有罪とする。
- (c)(1) 14歳未満でかつ自己よりも10年超年少の者との口淫に参加した者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
 - (2)(A) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法 な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反して口淫した者は、 州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
 - (B) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反して、14歳未満の者と口淫した者は、州刑務所において、8年、10年又は12年の拘禁刑に処する。
 - (C) 威力,暴行,強制,脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて,当該被害者の意思に反して,14歳以上の未成年者と口淫した者は、州刑務所において,6年,8年又は10年の拘禁刑に処する。
 - (D) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定による起訴を妨げない。
 - (3) 被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被害者の 意思に反して口淫が行われた場合であって、かつ、行為者がかかる脅迫内容を実行 する合理的可能性が存していた場合には、州刑務所において、3年、6年又は8年 の拘禁刑に処する。
- (d)(1) 自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幇助し教唆することによって、口淫を行った場合において、(A)威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に犯して行われたとき、(B)被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して口淫が行われたときであって、かつ、行為者がかかる脅迫内容を実行する合理的可能性が存していたとき、又は、(C)被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いており、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべきときには、州刑務所において、5年、7年又は9年の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法(福祉及び施設法第5部の(第5000節から始まる)第1編)の規定による保護者の存在にかかわらず、検察官は、パラグラフ(3)で規定す

る犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者 の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。

- (2) 威力又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反し、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幇助し教唆することによって、14歳未満の者と口淫を行った者は、州刑務所において、10年、12年又は14年の拘禁刑に処する。
- (3) 威力又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反し、自発的に他人と共同して、自ら又はその他人を幇助し教唆することによって、14歳以上の未成年者と口淫を行った者は、州刑務所において、8年、10年又は12年の拘禁刑に処する。
- (4) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定による起訴を妨げない。
- (e) 第4504条に規定する州刑務所又は第6031.4条に規定する地方留置施設に拘禁中の者 との口淫に参加した者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。
- (f) 被害者が被害時に当該行為の特性を意識していない場合において、そのことを行為者が知りながら、口淫したときは、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。この場合の「当該行為の特性を意識していない」というのは、被害者が次に掲げるいずれかの情況にあるために、抵抗することができないことを意味する。
 - (1) 意識を失っていた又は睡眠中であった
 - (2) 当該行為が行われていることに気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった
 - (3) 行為者の欺罔により、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった
 - (4) 当該口淫には、職業的な目的がないのに、これがあるかのように装って、行為者がその旨虚偽の説明をしたために、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった
- (g) 本条(h)に規定する場合を除き、被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いている場合であって、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合において、口淫をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法(福祉及び施設法第5部の(第5000節から始まる)第1編)の規定による保護者の存在にかかわらず、検察官は、犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。

- (h) 被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いており、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合で、被告人及び被害者の双方が、精神障害者の介護・治療のための公的若しくは私的施設に収容されているときに、口淫をした当該行為者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法(福祉及び施設法第5部の(第5000節から始まる)第1編)の規定による保護者の存在にかかわらず、検察官は、犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。
- (i) 被害者が、中毒性薬物、麻酔性薬物その他禁制薬物により、抵抗できなくされた場合であって、かつ、行為者がそのことを知っていた又は知っているべきであった場合において、口淫をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (j) 被害者が、当該行為を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、当該 行為に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹 起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、口淫を した当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (k) 被害者又は第三者を拘禁,逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、当該被害者が、行為者が公務員であると合理的に信じた場合において、口淫をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

本項において用いられている「公務員」とは、当該地位により、拘禁、逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇傭された者を意味する。この場合、当該行為者が、真にかかる公務員であるか否かは問わない。

- (I) 本条(c) 及び(d) において用いられている「報復する旨脅迫する」というのは、拐取する、誣告して投獄する又は極度の痛み、重大な肉体的障害若しくは死を与える旨脅 迫することを意味する。
- (m) 本条で科される刑に加え、裁判官は、本条に違反した者に対し、当該罰金による歳入が第1463.23条の規定に従って支出されるように、70ドル以下の罰金を併科することができる。ただし、裁判官は、被告人の支払い能力を考慮しなければならず、また、本項により科され得る罰金を支払う能力がないことをもって、当該被告人の保護観察を否定してはならない。

第288条

- (a) 本条(i)で規定される場合を除き、14歳未満の子供に対し、行為者又は当該子供の肉欲、情欲若しくは性的欲望を刺激し、求め又は満足させる目的で、意図的かつ淫らに、わいせつ又は淫らな行為(第1部で規定された他の犯罪を構成する行為を含む。)をした者は、重罪で有罪とし、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (b)(1) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、本条(a)に規定する行為を行った者は、重罪で有罪とし、州刑務所において、5年、8年又は10年の拘禁刑に処する。
 - (2) 保護管理者が、保護管理されている者に対し、本条(a)に規定する目的で、威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて、本条(a)に規定する行為を行った場合には、重罪で有罪とし、州刑務所において、5年、8年又は10年の拘禁刑に処する。
- (c) (1) 被害者が14歳又は15歳の子供に対し、当該子供よりも10年以上年長の者が、本条 (a)に規定する目的で、同項に規定する行為を行った場合には、公共犯罪で有罪とし、州刑務所において、1年、2年若しくは3年の、又は、郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。当該行為者が当該子供よりも10年以上年長かどうかは、当該行為者の生年月日と当該子供の生年月日の差をもって決することとする。
 - (2) 保護管理者が、保護管理されている者に対し、本条(a)に規定する目的で、同項に規定する行為を行った場合には、公共犯罪で有罪とし、州刑務所において、1年、2年若しくは3年の、又は、郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。
- (d) 本条又は第288.5条に基づく逮捕又は訴追に当たっては、治安官吏、地方検事及び裁判官は、被害者の子供又は保護管理されている者のニーズを考慮しなければならず、また、訴訟手続に参加することによって生じる、被害者の子供に対する精神的傷害を防ぐために、又は、保護管理されている者に対する精神的傷害を防ぐために、現在の財源の範囲内で必要かつ憲法上許されるあらゆることをしなければならない。
- (e) 本条(a)又は(b)を犯した者に対する有罪宣告に当たり、裁判所は、被告人に対し、刑罰又は罰金に加えて、1000ドル以下の付加的罰金を支払うよう命ずることができる。裁判所は、その金額を定めるに当たっては、犯罪の深刻さ及び重大さ、犯情、被告人が当該犯罪から経済的利益を得たかどうか、当該犯罪による被害者の経済的損失の程度(ただし、それらだけには限定されない。)を含む関連要素を考慮しなければならない。本条に基づき科され、徴収される罰金は、被害者・証人支援基金に預けられ、第13837条に基づく、児童の性的搾取及び児童の性的虐待被害者相談センター及び防止プログラムに対する資金提供に利用され得る。

裁判所が、本項に基づいて、罰金を命ずる場合には、当該罰金の徴収の行政的費用は、支払われる合計金額の2パーセントを超えない範囲で、郡の支出と利益のために、郡の公庫に支払われることができる。

- (f) 本条(b)(2)及び(c)(2)においては、以下の定義が適用される。
 - (1) 「保護管理者」とは、次に掲げる公的又は私的施設のいずれかが高齢者又は被保護管理者に対する介護を提供する場合の、当該施設の所有者、経営者、管理者、従業員、独立契約者、代理人又はボランティアをいう。
 - (A) ~ (P) 【略。なお, (F) 児童養護施設等が含まれる。】
 - (2) (略)
 - (3) 「保護管理されている者」とは、その者が自立して生活しているかにかかわらず、 通常の活動を行うための若しくは自己の権利を保護するための能力が制限される身 体的又は精神的損傷を有する者をいい、身体障害若しくは発達障害を有する者又は 高齢によりその肉体的若しくは精神的能力が相当程度減退している者を含む(ただ し、これらの者に限定されない。)。(以下、略)
- (g) 本条(b)(2)及び(c)(2)の規定は、これら公的又は私的施設で働く所有者、経営者、管理者、従業員、独立契約者、代理人又はボランティアが、本条(b)(2)及び(c)(2)に規定する行為を自ら行う、又は、共謀、幇助、教唆若しくは促進した場合にのみ適用する。
- (h) 本条(b)(2)及び(c)(2)の規定は、保護管理者が、当該保護管理されている者の配偶者である又はそれと同等の家族関係にある場合には適用しない。
- (i)(1) 本条(a)により有罪宣告を受けた者は、当該被告人が被害者に対して直接的に身体的傷害を負わせた場合には、州刑務所において、仮釈放の可能性のある終身刑に 処する。
 - (2) 本項により科される刑は、当該被告人が被害者に対して直接的に身体的傷害を負わせたことを自白する又は証明されない限り適用しない。
 - (3) 本項で用いられている「身体的傷害」は、当該犯行を行うのに必要な範囲を超える有形力を行使したために生じた重大な身体的傷害をいう。

第288.5条

(a) 未成年の子供と同居している、又は、子供に反復的に接近する者が、3か月以上の期間にわたり、当該行為の時点で14歳未満の子供と、3回以上、第1203.066条(b)に規定する重大な性行為【下記訳注参照】を行った場合、又は、当該行為の時点で14歳未満の子供と、3回以上、第288条に規定するわいせつ又は淫らな行為を行った場合は、児童

に対する継続的性的虐待の罪で有罪とし、州刑務所において、6年、12年又は16年の拘禁刑に処する。

【訳注:第1203.066条(b) 「重大な性行為」とは、被害者若しくは行為者の膣又は直腸に対する、被害者若しくは行為者の陰茎又は異物の挿入、口淫又は被害者若しくは行為者のいずれかの自慰行為をいう。】

- (b) 本条に基づいて有罪宣告を行う場合には、陪審は、事実認定に当たり、要件とされている回数の行為が行われたことについてのみ全員一致で合意すれば足り、どの行為によって要件とされている回数が満たされるのかについては合意する必要はない。
- (c) 同一の被害者に対する別個の、当該行為の時点で14歳未満の子供と行った、第1203. 066条(b)に規定する重大な性行為又は第288条に規定するわいせつ又は淫らな行為については、当該別個の犯罪が、本条に基づく起訴の対象となっている期間外に行われたものでない限り、又は、当該別個の犯罪が択一的に起訴されているのでない限り、本条に基づく起訴と同一手続において起訴することはできない。2人以上の被害者が関係し、各被害者につき、別個の訴因として起訴し得る場合を除き、被告人は、本条に基づいては、1個のみの訴因で起訴される。

第288.7条

- (a) 10歳以下の子供と性交又は肛門性交した18歳以上の者は、重罪で有罪とし、州刑務 所において、25年から終身までの拘禁刑に処する。
- (b) 10歳以下の子供と、第289条に規定する口淫又は性的挿入を行った18歳以上の者は、 重罪で有罪とし、州刑務所において、15年から終身の拘禁刑に処する。

第289条

- (a)(1)(A) 威力、暴行、強制、脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法 な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反して、性的挿入を した者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
 - (B) 威力,暴行,強制,脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法 な身体的傷害に対する恐怖を用いて、当該被害者の意思に反して、14歳未満の 者に性的挿入をした者は、州刑務所において、8年、10年又は12年の拘禁刑に処 する。
 - (C) 威力,暴行,強制,脅迫又は被害者若しくは第三者に対する差し迫った不法な身体的傷害に対する恐怖を用いて,当該被害者の意思に反して,14歳以上の未成年者に性的挿入をした者は、州刑務所において,6年,8年又は10年の拘禁刑に処する。

- (D) 本項の規定は、第269条、第288.7条その他の規定による起訴を妨げない。
- (2) 被害者又は第三者に対し、将来、報復する旨脅迫することにより、当該被害者の 意思に反して性的挿入が行われた場合であって、かつ、行為者がかかる脅迫内容を 実行する合理的可能性が存していた場合には、州刑務所において、3年、6年又は8 年の拘禁刑に処する。
- (b) 本条(c)に規定する場合を除き、被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、 法的に同意する能力を欠いている場合であって、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合において、性的挿入をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法(福祉及び施設法第5部の(第5000節から始まる)第1編)の規定による保護者の任命にかかわらず、検察官は、犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。
- (c) 被害者が精神障害、発達障害又は身体的障害のため、法的に同意する能力を欠いており、かつ、そのことにつき、行為者が知っている、又は、合理的に知っているべき場合で、被告人及び被害者の双方が、精神障害者の介護・治療のための公的若しくは私的施設に収容されているときに、性的挿入をした当該行為者は、州刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。この場合、ランターマン・ペトリス・ショート法(福祉及び施設法第5部の(第5000節から始まる)第1編)の規定による保護者の存在にかかわらず、検察官は、犯罪の要件として、当該精神障害、発達障害又は身体的障害により、当該被害者の同意する能力が欠けていることを証明しなければならない。
- (d) 被害者が被害時に当該行為の特性を意識していない場合において、そのことを行為者が知りながら、性的挿入をしたときは、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。この場合の「当該行為の特性を意識していない」というのは、被害者が次に掲げるいずれかの情況にあるために、抵抗することができないことを意味する。
 - (1) 意識を失っていた又は睡眠中であった
 - (2) 当該行為が行われていることに気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった
 - (3) 行為者の欺罔により、行為の重要な特性につき、気付いていなかった、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった
 - (4) 当該性的挿入には、職業的な目的がないのに、これがあるかのように装って、行為者がその旨虚偽の説明をしたために、行為の重要な特性につき、気付いていなか

った、知らなかった、知覚していなかった又は認識していなかった

- (e) 被害者が、中毒性薬物、麻酔性薬物その他禁制薬物により、抵抗できなくされた場合であって、かつ、行為者がそのことを知っていた又は知っているべきであった場合において、性的挿入をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (f) 被害者が、当該行為を行っている人物が行為者以外の知人であると誤信して、当該 行為に同意した場合で、その誤信が、行為者の術策、成りすまし又は秘匿によって惹 起され、かつ、行為者がその誤信を惹起する意図を有していた場合において、性的挿 入をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (g) 被害者又は第三者を拘禁,逮捕又は退去強制する公務員の権力を用いる旨脅迫することにより、当該被害者の意思に反して当該行為が行われた場合であって、かつ、当該被害者が、行為者が公務員であると合理的に信じた場合において、性的挿入をした当該行為者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。

本項において用いられている「公務員」とは、当該地位により、拘禁、逮捕又は退去強制する権力を有する政府機関に雇傭された者を意味する。この場合、当該行為者が、真にかかる公務員であるか否かは問わない。

- (h) 第288条に規定している場合を除き、18歳未満の者との性的挿入に参加した者は、州 刑務所又は郡刑務所において、1年以下の拘禁刑に処する。
- (i) 第288条に規定している場合を除き、16歳未満の者との性的挿入に参加した21歳超の 者は、重罪により有罪とする。
- (j) 14歳未満でかつ自己よりも10年超年少の者との性的挿入に参加した者は、州刑務所において、3年、6年又は8年の拘禁刑に処する。
- (k) 本条において用いられている
 - (1) 「性的挿入」とは、それがいかに軽微であっても、性的興奮、性的満足又は虐待の目的で、異物、物質、器具若しくは装置又は不明の物体を、他人の性器若しくは肛門に挿入する、又は、他人をして被告人の若しくは他人の性器若しくは肛門に挿入させる行為をいう。
 - (2) 「異物、物質、器具若しくは装置」には、性器以外の肉体の一部も含まれる。
 - (3) 「不明の物体」には、挿入された物が、陰茎なのか、異物、物質、器具又は装置なのか、肉体の他の部分なのかが不明である場合の、異物、物質、器具及び装置並びに陰茎を含む肉体の一部が含まれる。
- (I) 本条(a) において用いられている「報復する旨脅迫する」というのは、拐取する、誣告して投獄する又は極度の痛み、重大な肉体的障害若しくは死を与える旨脅迫するこ

とを意味する。

(m) 本条において用いられている「被害者」には、被告人が被告人若しくは第三者の性器若しくは肛門への挿入行為を行わしめた者、又は、その性器若しくは肛門に被告人若しくは第三者が挿入した者であって、その他の点では被害者として本条の要件を満たす者も含まれる。

第799条

死刑,無期拘禁刑若しくは終身刑(仮釈放なし)に当たる罪又は公金の横領罪に関する起訴は、いつでも開始することができる。(以下、略)

第800条

第799条を除き、8年以上の州刑務所での拘禁刑に当たる罪又は第1170条(h)に従って8年以上の拘禁刑に当たる罪に関する起訴は、犯罪行為から6年以内に開始されなければならない。

第801条

第799条及び第800条を除き、州刑務所での拘禁刑又は第1170条(h)に従って拘禁刑に当たる罪に関する起訴は、犯罪行為から3年以内に開始されなければならない。

第801.1条

- (a) 本章に規定するその他の時効に関する規定にかかわらず、不明の物体による挿入に関する1991年法第293章によって制定された第261条、第286条、第287条、第288条、第288、第288、5条、第289条、改正前の第288a条又は第289.5条に規定する重罪に関する起訴は、被害者が18歳未満である時に行われたとされる場合には、被害者の28歳の誕生日前であればいつでも開始することができる。
- (b) (略)

第803条

- (a)~(e) (略)
- (f)(1) 本章に規定するその他の時効に関する規定にかかわらず, 第799条(b)が適用されないとき, 不明の物体よる挿入に関する1991年法第293章によって制定された第261条, 第286条, 第287条, 第288条, 第288.5条, 第289条, 改正前の第288a条又は第289.5条に規定する罪の被害者で、かつ、18歳未満の時に被害に遭った者によるカリ

フォルニア法執行当局に対する申告の日から1年以内であれば、刑事告訴を申し立てることができる。

- (2) 本項は、以下の全てを満たす場合に限って適用する。
 - (A) 第800条, 第801条, 第801, 1条に規定する時効のうち遅いものが完成したとき。
 - (B) 相互的でない自慰行為を除く、第1203.066条(b)に規定する本質的な性的行為 (※1) を伴う犯罪であること。
 - (C) 被害者の申立てを補強する独立した証拠があること。被害者が申告時において21歳以上の者である場合には、その独立した証拠は、明白かつ確信的に被害者の申立てを補強するものでなければならない。
- (3) (略)
- (4) (略)
- (g)(1) 本章に規定するその他の時効に関する規定にかかわらず、下記の2つの条件を満たす場合、犯人の身元がDNA型鑑定によって決定的に特定された日の1年以内に刑事告訴を申し立てることができる。
 - (A) 犯罪が第290条(c)に規定するものであること(※2)。
 - (B) 犯罪が2001年1月1日以前に行われ、かつ、その犯罪に関連して収集された生物学的証拠が2004年1月1日前までにDNA型鑑定に付されたか、又は、犯罪が2001年1月1日以降に行われ、かつ、その犯罪に関連して収集された生物学的証拠がその犯罪が行われた日から2年以内にDNA型鑑定に付されたものであること。
 - (2) 本項において、DNAとは、デオキシリボ核酸を意味する。

(h)~(m) (略)

- ※1 第1203.066条(b)は、刑の執行猶予の禁止等に関する規定であり、「『本質的な性的行為』とは、他方の陰茎若しくは物による被害者若しくは行為者の膣若しくは直腸への挿入、口淫又は被害者若しくは行為者の自慰行為を意味する。」と規定されている。
- ※2 第290条は、性犯罪者登録法と称される規定であり、同条(c)は、その対象犯罪として、強姦、 その他、肛門性交(第286条)、14歳未満の児童に対するわいせつ行為(第288条)、口淫(第287 条、改正前の第288a条)、異物等挿入(第289条)に規定する行為等が掲記されている。